

別紙 10 実施計画を認定したときの公表の様式

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について（公表）

令和 8 年 3 月 12 日
三崎漁港漁港管理者
神奈川県知事 黒岩 祐治

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり三崎漁港に係る実施計画を認定したので、同法第 43 条第 3 項の規定に基づき公表する。

記

- 1 認定を受けた者の氏名又は名称
三浦市
- 2 認定計画の概要
 - 2-1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
交流促進事業及び附帯事業 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - 2-2 貸付けを受けようとする漁港施設及びその期間
特定目的岸壁及び本港環境整備施設 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - 2-3 占用をしようとする漁港の区域内的の水域及びその期間
本港特別泊地 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - 2-4 活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
2-2 の漁港施設及び 2-3 の水域を、交流の促進に関する施設及び附帯施設として活用するため、施設の設置は行わない。
 - 2-5 漁港施設又は漁港の区域内的の水域（漁港水面施設運営権の水域を含む。）若しくは公共空地进行を原状に回復するための措置の内容
三浦市の自らの責任と負担において事業実施前の状態へ原状回復する。
- 3 実施計画の縦覧の結果
 - 3-1 縦覧期間及び縦覧場所
令和 8 年 3 月 3 日から同月 10 日まで 神奈川県ホームページ、神奈川

別紙 10 実施計画を認定したときの公表の様式

県環境農政局農水産部水産課及び神奈川県東部漁港事務所

3-2 意見書の処理の経過

意見書等の提出なし

4 認定の理由

漁港及び漁場の整備等に関する法律に規定の要件に適合しているため。

以上

令和8年2月13日

三崎漁港漁港管理者
代表者 黒岩 祐治 殿

三浦市
市長 出口 嘉



漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、三崎漁港に係る実施計画の認定を受けたいので、別添の実施計画を添えて申請します。

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）

1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

実 施 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）
漁港施設等活用事業の内容	<p>（1）事業背景と基本方針</p> <p>海業発祥の地・三浦市では、昭和60年から地域活性化のキーワードとして「海業」を掲げている。三浦市の海業は、海の持つ多様な価値や潜在能力を経済活動の対象とする産業群や業種の集まりの総称を示すものである。</p> <p>三浦市では、これまでに海業による地域活性化を目指して「うらりマルシェ（産直施設）」や三浦市二町谷地区「海業振興を目指す用地利活用プロジェクト（富裕層向けリゾート施設）」等による海業の具現化に取り組み、うらりマルシェが三崎漁港地区における主要な集客施設となる等、一定の成果を上げてきている。</p> <p>三崎漁港（本港地区及び新港地区）においては、サンポートみさき（三崎船員保険保養所）の廃業による更地化、特定漁港漁場整備計画に基づく超低温冷蔵庫の建て替えによる水産機能の集積等、様々な新しい動きがある。</p> <p>さらに、うらりマルシェは平成13年7月の開業から改修を行っておらず、大規模な改修が必要と考えられているが、主に財源の関係から改修等に着手できず、三浦市にとって大きな課題の一つとなっている。</p> <p>これらの三崎漁港をとりまく状況や課題を解消するため、三浦市ではうらりマルシェの改修を含めた三崎漁港における公民連携による海業振興事業「三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクト」（以下「新海業プロジェクト*」という。）を推進することにより、三崎漁港における持続的な賑わいの創出と地域経済の活性化を図ることを基本方針とする。</p> <p>令和8年度は新海業プロジェクトの事業着手までの暫定期間と位置づけ、令和7年度で神奈川県指定管理業務が終了する三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設について、三浦市が神奈川県から貸付け・占用許可を受けて、事業者管理運営を委託する。</p> <p>（2）主要事業の概要</p> <p>ア 交流促進事業</p> <p>「三崎漁港ゲストバース」としてプレジャーボートの受入を行う。三崎漁港を一時的に利用するプレジャーボートを本港特別泊地に集約することで、プレジャーボートと漁船を分離し、円滑な漁業活動を確保するとともに秩序ある漁港利用を推進する。</p>

加えて、当該漁港施設を活用した水中観光船事業、渡船事業及びレンタルボート事業を実施することで、漁港の賑わいを創出するとともに、三崎漁港が有する地域資源を活用し、都市住民や観光客と漁港・漁村の交流促進を図る。

イ 付帯事業

水産業と観光・商業の付帯として、本施設を活用し駐車場運営事業及び交流広場運営事業を実施することで、「うらりマルシェ」の観光・商業機能の充実を図るとともに、地域住民等の活動・交流の場を確保する。

※「新海業プロジェクト」のコンセプト

新海業プロジェクトの事業用地を含む三崎漁港（本港地区及び新港地区）は、「三崎漁港グランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）の主要な対象地である。

グランドデザインとは、歴史的にも規模の視点でも三浦市の重要な資産である三崎漁港を、近隣の市有地も含めてより魅力的な漁港に変えることで関係人口の増加を目指すことを目的とした計画であり、グランドデザインの実現に向けてアクションプランを定めている。また、二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクトや水産機能集積等の、相互に又は他とも密接に関係する動きを的確に把握し、俯瞰してそれぞれの機能や整備効果を最大化する目的を持っている。

グランドデザインでは、三崎漁港の魅力を高めるための課題として、滞在時間の延長や、老朽化した既存の集客資源の更新による魅力の向上、地区の魅力向上が挙げられている。

そこで、新海業プロジェクトのコンセプトを、「三崎漁港（本港地区及び新港地区）における水産業・海業の振興と密接な連携を図りながら、うらりマルシェの改修及び三浦市が指定する事業用地を活用して、海業による滞在時間の延長や、老朽化した既存の集客資源の更新による魅力の向上、地区の魅力向上を図り三崎漁港の魅力を高める」こととしている。

基本施設の利用方法等

基本施設の具体的な利用方法は以下のとおり。

(1) 三崎本港特別泊地及び特定目的岸壁

- ・施設概要：三崎本港特別泊地 3,100.00 m²、特定目的岸壁 704.20 m²・1施設

ア プレジャーボート受入事業

- ・開場日：通年
- ・利用時間：9時から18時 ※変更する場合は漁港管理者と協議する
- ・利用料金：利用者ニーズや採算性等を踏まえて、県指定管理時の料金水準及びサービス水準等をもとに、漁港管理者と協議のうえ別途定める

- ・ 事業内容：ゲストバースの管理運営に関する事業内容は、漁港管理者及び事業者と協議のうえ別途定める



イ 水中観光船事業

- ・ 運 航 日：通年
- ・ 運航便数：1日7便または8便 ※3～10月は臨時便の8便を運航
- ・ 運行時間：9:00～15:50 ※8便運航の場合は16:00まで
- ・ 所要時間：40分程度
- ・ 旅客定員：60名
- ・ 利用料金：利用者ニーズや採算性等を踏まえて、事業者と協議のうえ別途定める
- ・ 運 行 船：水中観光船「にじいろさかな号」



- ・ 航 路：航路は下図のとおり ※不定期航路（三崎漁港本港～宮川湾）



ウ 渡船事業

- ・運行日：通年 ※悪天候欠航及び整備運休は除く
- ・運行便数：1日9往復 ※繁忙期は状況により臨時便あり
- ・運行時間：10:00～16:00
- ・所要時間：一航路5分
- ・利用料金：利用者ニーズや採算性等を踏まえて、事業者と協議のうえ別途定める
- ・運行船：三崎港渡船「さんしろ」



- ・航路：うらり、J's Fishing(城ヶ島)及び白秋公園(城ヶ島)の3点間



エ レンタルボート

- ・営業日：通年
- ・営業時間：9:00～18:00
- ・艇数：2艇 ※利用者のニーズや採算性等を踏まえ増艇する場合がある

・レンタル艇：レンタル艇の概要は以下のとおり

ボート名	F. A. S. T. 23 みさき	F. A. S. T. 23 うらり
用途	フィッシング	フィッシング
定員	8名	8名
サイズ	全長：7.00m / 全幅：2.35m	全長：7.00m / 全幅：2.35m

・利用料金：利用者ニーズや採算性等を踏まえて、事業者と協議のうえ別途定める



(2) 本港環境整備施設

ア 駐車場運営事業

- ・施設概要：本港駐車場 1 施設
- ・開場日：通年
- ・利用時間：24 時間
- ・収容台数：50 台
- ・利用料金：利用者ニーズや採算性等を踏まえて、事業者と協議のうえ別途定める
- ・事業内容：駐車場の管理運営に関する事業内容は、漁港管理者及び事業者と協議のうえ別途定める

イ 交流広場運営事業

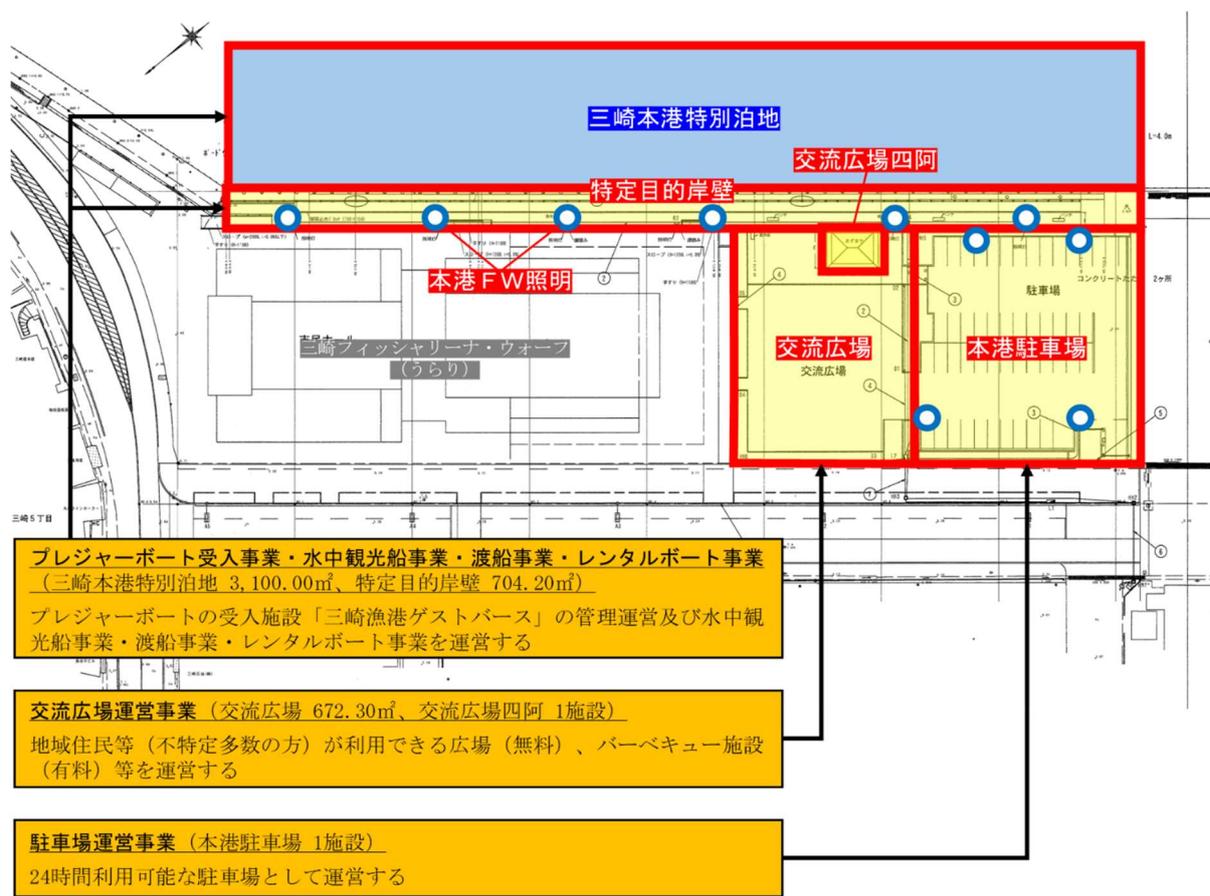
- ・施設概要：交流広場 672.30 m²・1 施設、交流広場四阿 1 施設
- ・開場日：通年
- ・利用時間：24 時間
- ・利用形態：地域住民等（不特定多数の方）が利用できる広場（無料）、バーベキュー施設（有料）等として運営する
- ・事業内容：交流広場の管理運営に関する事業内容は、漁港管理者及び事業者と協議のうえ別途定める

2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間

平面図

貸付け・占有許可を受ける漁港施設及び漁港区域内水域は以下のとおり。

- ・貸付け：特定目的岸壁、交流広場、交流広場四阿、本港駐車場、本港FW照明
- ・占有許可：三崎本港特別泊地



(貸付けを受けようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

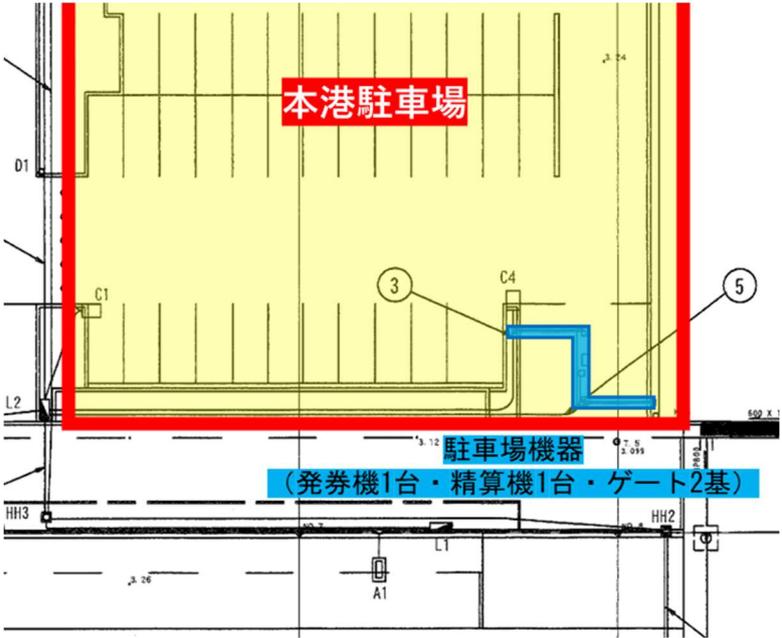
施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数量	貸付期間
特定目的岸壁	土地	神奈川県	704.20 m ²	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
特定目的岸壁	工作物	神奈川県	1 施設	同
交流広場	土地	神奈川県	672.30 m ²	同
交流広場	工作物	神奈川県	1 施設	同
本港駐車場	工作物	神奈川県	1 施設	同
交流広場四阿	工作物	神奈川県	1 施設	同
本港FW照明	工作物	神奈川県	10 施設	同

(占有をしようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (㎡)	占有の期間
三崎本港特別泊地	3,100.00 ㎡	令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 2に定めた漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

活用事業施設名	受付管理施設・用具倉庫		
活用事業施設の種類	交流促進事業に関する付帯施設	活用事業施設の規模	トレーラーハウス1棟・倉庫2基
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け		プレジャーボート受入事業及びレンタルボート事業等の受付管理施設（トレーラーハウス）・用具倉庫等を交流促進事業の付帯施設として交流広場の一部に設置する。	
設置位置	受付管理施設・用具倉庫の設置位置は以下のとおり。		
漁港施設の形質の変更内容	—		
水域及び公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項	—		

活用事業施設名	駐車場機器		
活用事業施設の種類の種類	付帯事業に関する設備	活用事業施設の規模	発券機1台・精算機1台・ゲート2基
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け			
駐車場事業の駐車場機器（発券機1台・精算機1台・ゲート2基）を付帯事業の設備として本港駐車場の一部に設置する。			
設置位置			
駐車場機器の設置位置は以下のとおり。			
			
漁港施設の形質の変更内容			
—			
水域及び公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項			
—			

4—漁港水面施設運営権の設定に関する事項

- 5 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設を用いないこととなった場合は、神奈川県と協議のうえ、三浦市の自らの責任と負担において、貸付けを受ける漁港施設用地及び工作物並びに占有許可を受ける漁港施設内水域について、速やかに事業実施前の状態へ原状回復する。

6 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

(1) 資金計画

本計画の実施期間内（暫定期間内）に実施する事業は、これまで漁港管理者から指定管理事業を受託して指定管理者が運営していたゲストバース事業、駐車場事業及び交流広場事業と、指定管理者が自主事業として実施していた水中観光船事業、渡船事業及びレンタルボート事業を継続し、同様の機能を確保するため、新たな資金の充当はしない。

(2) 年間収支計画

神奈川県から貸付け・占有許可を受ける漁港施設等の利用料は、当該漁港施設等の管理運営委託において、事業者（受託者）が三浦市（委託者）に納める委託業務納付金^{*}を充当する。

※委託業務納付金とは、委託業務において、受託者（事業者）が施設運営等で得た利益の一部を、委託者（三浦市）に納付するものである。

※委託業務納付金の設定金額・条件等については、事業者と協議のうえ別途定める。

○収入

項目	金額
委託業務納付金	2,431,000 円

○支出

項目	金額
貸付料・占用料	2,431,000 円